

独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の関係政令を廃止すること。

一 住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）

二 北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）

三 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の規定による貸付金の金額の限度を定める政令（平成七年政令第四十七号）
（第一条関係）

第二 独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の関係政令の規定を整備すること。

一 公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六十二号）

二 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）

三 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）

（十二号）

- 四 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 五 住宅融資保険法施行令（昭和三十年政令第三百三十二号）
- 六 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）
- 七 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）
- 八 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第八十九号）
- 九 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）
- 十 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）
- 十一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）
- 十二 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）
- 十三 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）
- 十四 国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）
- 十五 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十

九号)

十六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）

十七 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに

同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成十八年政令第二百七号）

十八 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）

十九 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）

二十 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）

二十一 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）

二十二 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）

二十三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八

号）

二十四 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）

二十五 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

- 二十六 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）
- 二十七 新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）
- 二十八 産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第三百三十三号）
- 二十九 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）
- 三十 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）
- 三十一 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）
- 三十二 外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）
- 三十三 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）
- 三十四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）
- 三十五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二

年政令第五百五十六号)

三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）

三十七 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）

三十八 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）

三十九 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

四十 財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）

四十一 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）

（第二条から第三十七条まで関係）

第三 附則

一 この政令の施行期日について定めること。
（附則第一条関係）

二 住宅金融公庫法施行令の廃止等に伴い、必要な経過措置を定めること。

（附則第二条から第六条関係）